



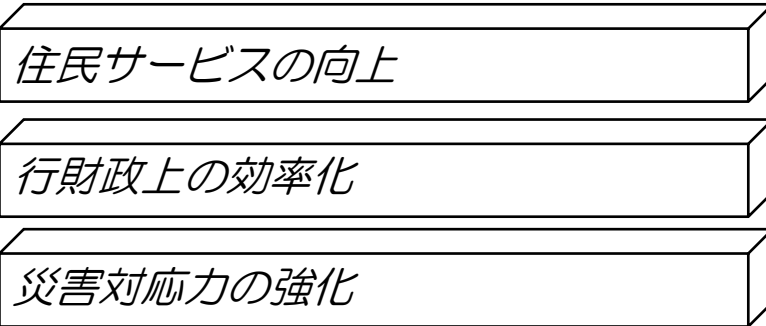
共同指令センター運営計画書（概要）

（千葉県北東部・南部ブロック）

第1章 基本方針

高度でより専門性の高い消防指令業務を実現し、それぞれの区域における消防力の強化を図り、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする

○視点



第2章 消防指令業務の共同運用方式

○地方自治法の共同処理事務メリット・デメリット

- ・ 消防力の充実強化
- ・ 行政効率上の効果
- ・ 財政上の効果

○考えられる方式の性格検討

- ・ 協議会方式・・・地方自治法252条の2～252条の6
- ・ 共同設置方式・・・地方自治法252条の7～252条の13
- ・ 事務委託方式・・・地方自治法252条の14～252条の16



千葉県北東部・南部ブロックは協議会方式により運用

第3章 組織

○位置：千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局内

○名称：（協議会の名称《例》千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会）
（施設の名称《例》千葉共同指令センター）

○組織

わかりやすく簡素な名称を検討

- ・ 消防力の整備指針第33条を基本
- ・ 人口300万規模の都市における組織人員体制

指標

- ・ 人員低減効果及び派遣人員の検討
- ・ 階級構成割合及び勤務体制の検討

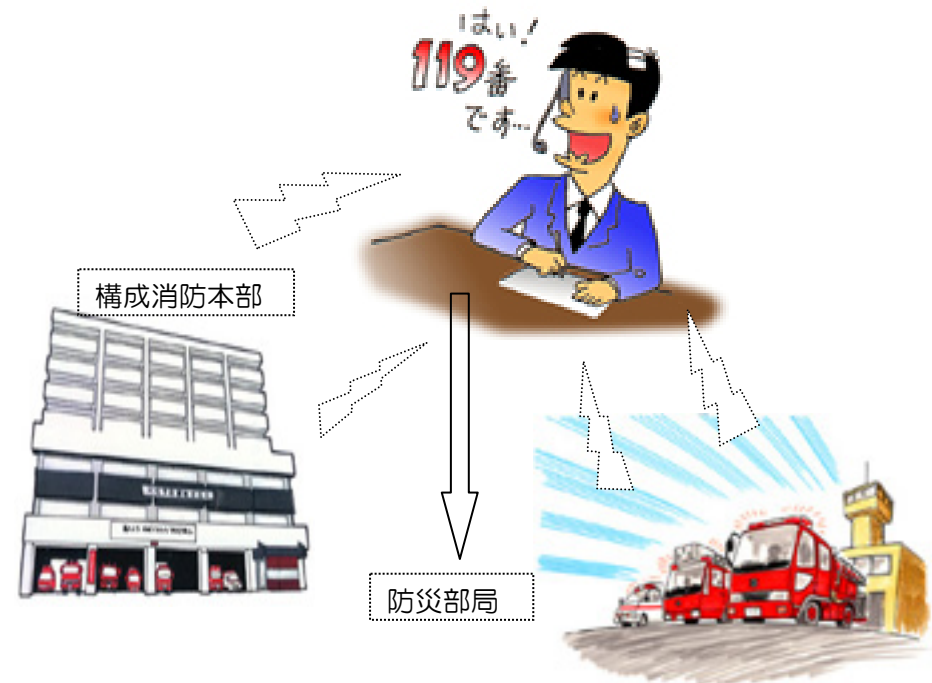
☆派遣人員割86人体制、階級割合に応じた4部制勤務

☆地域メディカルコントロール協議会毎に応じた通信員の均等配置

第4章 共同指令センター業務範囲

○業務範囲

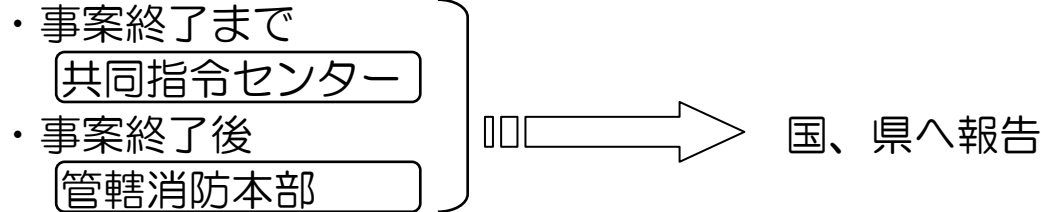
- ・ 基本業務
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 大規模・特殊災害時の防災機関への報告等
- ・ 消防団への連絡等
- ・ 市町村防災部局への連絡等
- ・ 傷病者の搬送先病院手配
- ・ 口頭指導の実施
- ・ 緊急通報システムからの通報対応
- ・ 病院問い合わせの対応
- ・ 報道機関問い合わせの対応
- ・ 気象情報等の提供
- ・ 聴覚言語障害のある方からの通報対応
- ・ 災害情報の提供
- ・ ドクターヘリ、消防ヘリの要請



○基本業務要領

通報受付⇒災害地点決定⇒災害種別決定⇒予告指令⇒出動車両の編成
⇒出動指令⇒車両管理⇒支援情報⇒関係機関連絡⇒事案終了

○大規模・特殊災害時の防災機関への報告等



○消防団との連携確保及び情報伝達

・順次指令システム □□ → メール、電話

○市町村防災部局との連携確保

共同指令センター □□ → 電話、FAX 休日は指定場所

第5章 施設整備

○改修の条件・・・必要最小限の改修＋勤務環境整備

- ①人口規模300万人の指令装置スペース確保
- ②事務スペース確保
- ③男女更衣室及び休憩室等の確保
- ④既存施設の復旧

○改修内容

- ・ 作戦室設備撤去
- ・ コンピュータ室内機器移設
- ・ 無線機室及び電気機械室の機器移設
- ・ 共同指令センタースペース改修
- ・ 男女更衣室及び休憩室等の整備

第6章 共同指令センター運営経費

○経費負担

- ・人口規模に応じ負担すべき経費・・・共通する部分
- ・市町村各自が負担すべき経費・・・単独整備する部分

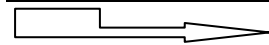
○維持管理

- ・保守体制の確保⇒24時間365日の安定稼働
- ・担当員の配置⇒協議会運営及び施設維持
- ・保守範囲⇒共同で整備した部分すべて対象
- ・維持費⇒共同整備部分、単独整備部分を明確化し、協議会において整理

第7章 部隊運用

○出動計画

- ・ 共同指令センターのメリットを生かした運用



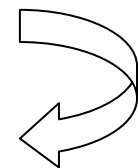
当該本部の出動計画をシステムに組み込み直近選別

- ・管轄消防本部個々の指揮及び戦術
- ・緊急時における消防長の関与を確保
- ・災害分類は千葉市の例により分類
- ・無線用語は統一
- ・相互応援協定を見直し共同指令センターに適した対応を検討

○地域メディカルコントロール体制との関係

- ・共同指令センターとメディカルコントロールとの検討会設置 ⇔ 課題検討

- ・医師常駐制度
- ・ドクターヘリ要請
- ・口頭指導プロトコール統一
- ・隣接市町村境界の出動及び活動体制



○無線運用

- ・デジタル化の移行計画と整合

- ・無線運用は千葉市の例により統一

○共同指令センターの権限

- ・共同指令センターで発せられた指令は、関係団体の指令としての効力
ただし、緊急時は管轄消防長の関与を確保

○共同指令センター運用初期対応

- ・土地勘や地域特性のリスク

→ システム機能の強化と研修体制強化によるリスク軽減

○非常招集体制

- ・大規模災害や局地的災害によるセンター職員の招集体制確保

○共同指令センター運用マニュアル策定

→ 統一的対応

第8章 共同指令センターにおける情報の提供及び公開

○情報提供

- ・範囲と方法を明確化し情報提供に努める

①災害事案の問い合わせ

→ 事案終了まで共同指令センターで実施
並行してダイヤル案内、災害情報メール

○情報公開

- ・情報公開請求

→ 協議会において定められた運用

○個人情報

- ・共同指令センターで取り扱う個人情報

→ 協議会において定められた運用

○共同運用の周知 → → → 法定協議会設置のタイミングで実施

第9章 資格・研修

○通信員の資格

- ・救急救命士
- ・救急科
- ・救急標準課程
- ・救急Ⅱ課程
- ・救急Ⅰ課程
- ・応急手当指導員

- ・第一級陸上特殊無線技士
- ・第二級陸上特殊無線技士
- ・第三級陸上特殊無線技士
- ・通信勤務員経験1年以上
- ・特に消防長が推薦するもの

→ いずれか必須

→ 考慮

○研修

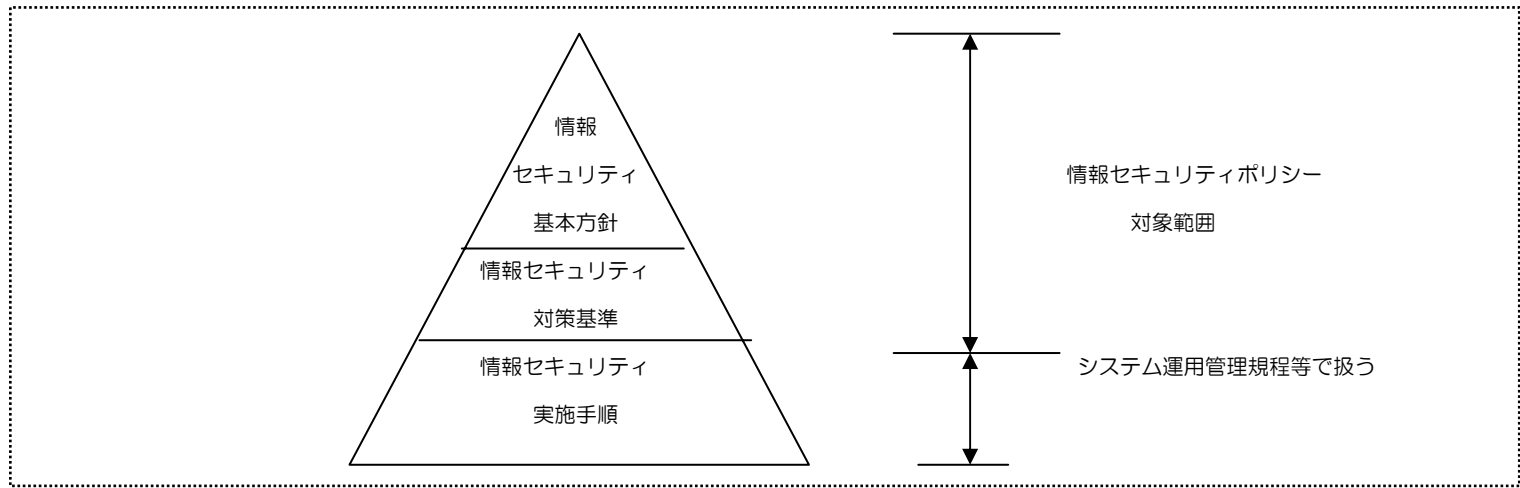
- ・運用開始前までに計画を策定
〔研修期間・研修場所・研修計画〕

第10章 情報セキュリティ対策

○個人情報の取扱い

- ・共同指令センターで取り扱う個人情報
→ 協議会において定められた運用

○情報セキュリティポリシー



第11章 既存消防システムとの関係

○共同指令センターで整備するシステム

- ・ 指令管制システム・携帯電話 I P 電話等統合型位置情報受信システム
- ・ メール 1 1 9 番通報受信装置・ F A X 1 1 9 番通報受信装置
- ・ W e b 災害案内システム・ 順次指令装置・ 情報共有システム
- ・ E-mail 一斉指令装置・ 災害状況等メール案内装置・ 駆け付け通報装置
- ・ 緊急地震速報受信装置・ 気象情報収集装置・ 県医療情報システム・ その他

○消防本部独自で接続する必要があるシステム

- ・ 高所監視カメラ・ ヘリコプターテレビ伝送システム
- ・ 災害映像配信システム・ 市町村防災行政無線
- ・ 消防無線一斉吹鳴放送連動装置・ その他

インターフェースにより各本部で接続

第12章 協議会事務に必要な備品及び O A 機器

○必要な備品

- ・ 更衣ロッカー
- ・ 事務机、椅子
- ・ パソコン、コピー機、電話、 F A X 等事務機器



負担金にて整備

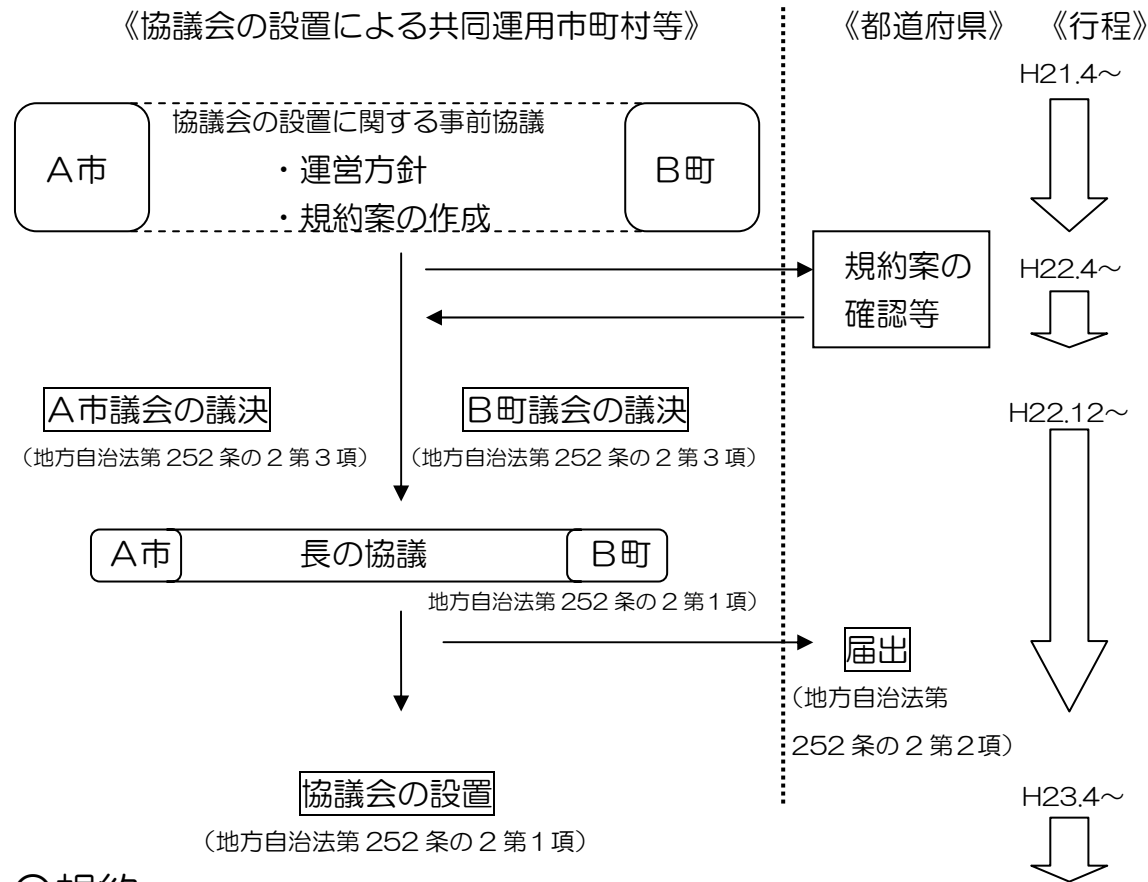
○ O A 機器の環境設定

- ・ 異なるネットワーク同士の接続はしない
- ・ 指令システムとの接続とは異なるパソコン使用
- ・ ファイルサーバによる情報共有
- ・ ファイヤーウォールによる外部からの通信制限
- ・ インターネットは W e b 及びメールのみ
- ・ 個人メールアドレス・ ウィルス対策はプロバイダーサービスを利用し最新のウィルスパターンチェック

第13章 議会に付すべき事項

○法定協議会

《協議会の設置による共同運用市町村等》



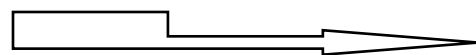
○規約

・地方自治法第252条の4

- ・協議会の目的・協議会の名称・協議会を設ける市町村等・協議会の担任する事務及び事務所
- ・協議会の担任する事務に従事する職員の身分取扱い・協議会の組織・事務処理のための組織
- ・会議・会議の招集・会議の運営・協議会を設ける団体の長等の名においてする事務の管理及び執行
- ・経費支弁の方法・財産の取得、管理及び処分等の方法・その他財務に関する事項・協議会解散の措置

規定事項

○共同指令センター整備における契約



契約主体（千葉市）において議決に付する